くとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により上期又は下期ごとに一回、新規講習を行うことが困難であるときは、この限りでない。 一～三　［略］ 2　［略］	2　一～三　［略］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。